

藤枝市公共施設等総合管理基金条例

(設置)

第 1 条 公共施設等の計画的な保全及び更新等に必要な経費の財源に充てるため、藤枝市公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。